



奥州市の文化財

有形文化財・有形民俗文化財・史跡名勝天然記念物
国登録有形文化財・無形民俗文化財



はじめに

歴史豊かな奥州市には、旧石器時代から近世に至るまで、ほぼ全ての時代の遺跡があり、縄文時代前期の環状集落である「大清水上遺跡」、最北の前方後円墳「角塚古墳」、古代東北経営の拠点として鎮守府がおかれた「胆沢城跡」、「柳之御所・平泉遺跡群」の白鳥館遺跡・長者ヶ原廃寺跡・接待館遺跡、幕末の蘭学者の居宅であった「高野長英旧宅」が国史跡に指定されています。さらに、史跡や遺跡だけでなく、日本最大級の茅葺屋根を持つ「正法寺本堂」や国内最古の胎内銘を持つ「木造薬師如来坐像」をはじめとする重要文化財や重要無形民俗文化財「鬼剣舞」など、国・県・市指定の文化財は多数に上ります。これらの文化財は、私たちの暮らす地域を正しく理解し、文化を向上させていくために必要不可欠な資源であり、地域が歩んできた歴史や文化、自然環境や人々の暮らしなど様々なことを今に生きる私たちに伝えてくれます。

奥州市では広く人々の目に触れることで、文化財に関心を持っていただくとともに、その保護と活用が図られることを期待して、平成 24 年に「奥州市の文化財-有形文化財・有形民俗文化財・史跡名勝天然記念物-」を発刊し、平成 28 年にはその改訂版と無形民俗文化財版を作成してきました。その後、新規指定や解除など変動があったことから、ホームページ「奥州市 Web 博物館」において最新版を公開し、今後、できる限り速やかに情報を更新してゆくことといたしました。本書が奥州市の魅力を知る一助になれば幸いです。

最後になりましたが、日頃から文化財の保存管理に尽力されております文化財所有者の皆様、奥州市の文化財行政にご助言協力をいただいております文化財保護審議会委員の皆様、文化財保護調査員の皆様に心より御礼申し上げます。引き続きご指導を賜りますようお願い申し上げます、巻頭のあいさつとさせていただきます。

奥州市教育委員会

凡 例

■文化財の指定区分

- 国指定 文化財保護法に基づき、国が指定した文化財
- 県指定 岩手県文化財保護条例に基づき、岩手県が指定した文化財
- 市指定 奥州市文化財保護条例に基づき、奥州市が指定した文化財
- 国登録 文化財保護法に基づき、国が保存及び活用のための措置が特に必要として文化財登録原簿に登録した文化財

■文化財の種別

文化財の種別は「文化財保護法」第2条に記された以下の分類に基づきます。

有形文化財	建造物	
	美術工芸品	絵画、彫刻、工芸品、書籍、古文書、考古資料、歴史資料
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術等	
民俗文化財	有形	無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋等
	無形	衣食住・生業・信仰、年中行事に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術
記念物	史跡	貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等
	名勝地	庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等
	天然記念物	動物、植物、地質鉱物
文化的景観		棚田、里山、用水路等
伝統的建造物群		宿場町、城下町、農漁村等

■掲載上の留意点

- ・個人所有の文化財は博物館等へ寄託されている場合を除き、基本的に公開されていません。そのため、所有者名、詳細な所在地の掲載を控えました。
- ・無形民俗文化財については、現在活動を休止している団体も掲載しています（芸能が一部でも保持されているため）。掲載している日時・場所で演舞していない場合があります。
- ・カモシカ、オジロワシなど地域を定めずに指定された国指定文化財は掲載していません。

■文化財見学の注意点

- ・寺社等所有の文化財であっても、公開を行っていない場合、公開期間が限定されている場合などがあります。見学を希望される場合は、事前に見学可能かどうか文化財を所有している寺社あるいは市教育委員会までお問い合わせください。
- ・屋外に所在する記念物であっても一般に公開されている場合を除き、許可なく敷地に立ち入ることはおやめください。
- ・許可を得て文化財を見学する際には、所有者・管理者の指示に従ってください。
- ・写真撮影などを行う場合には、所有者・管理者の許可を受けて文化財を傷つけないように行ってください。